



2026年3月18日（水）
建設キャリアアップシステム事業本部

2026年4月以降における健康保険証の取り扱いについて

平素より、建設キャリアアップシステム事業につきまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご承知の通り、健康保険証は2026年3月31日までの経過措置終了によって、4月1日以降は、健康保険証による医療機関での受診ができなくなる予定です。

これに伴い、建設キャリアアップシステムにおいても、2026年4月1日以降は、証明書類として取り扱うことを終了（既に登録されている方は除く。）します。今後は「医療保険の資格情報（マイナポータルで出力可）」または「健康保険資格確認書」等をご提出くださいますようお願い申し上げます。

ただし、健康保険証による医療機関の受診に関する経過措置が延長された場合には、これに準じて建設キャリアアップシステムにおきましても、引き続き健康保険証を証明書類として認める予定です。その際は、改めてホームページにてお知らせいたします。

以上